

くまの労基



ひと、くらし、みらいのために
熊野労働基準監督署

第337号 令和8年6月1日 発行

【1】令和8年度全国安全週間が始まります。

◎全国安全週間の準備期間

令和8年6月1日～令和8年6月30日

◎全国安全週間

令和8年7月1日～令和8年7月7日



(全国安全週間実施要綱)

◎昭和3年に始まった全国安全週間は、今年で99回目を迎えます。

事業場の皆様におかれましては、日頃より労働災害防止にご尽力いただいております。長期的にみると労働災害は減少傾向にありますが、近年の状況に目を向けると、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

◎特に、高年齢労働者の雇用増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害（行動災害）が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

◎労働者が安全に働くことができる職場環境を築くため、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であることから、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取り組みをお願いいたします。

◎令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンのもと、更なる労働災害の減少に努めてください。

多様な人材

全員参加

みんなで育てる安全職場

◎準備期間中及び全国安全週間に実施する事項は以下のとおりです。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

【2】令和8年（4月末時点）の労働災害状況

死亡災害は 0 件（前年同期 0 件）

死傷者数は 25 人（前年同期－2 件：－7.4%）

災害件数が多い事故の型としては、転倒災害は 9 件（36%）、はさまれ巻き込まれ災害は 5 件（20%）であり、これら 2 つの事故の型が熊野署管内における労働災害の半数を占めています。

また、行動災害（転倒や無理な動作によるもの）としてみると、11 件（44%）発生しており、昨年と同様に、熊野署管内の 4 割程度を占めている状況です。加えて、行動災害については、うち 60 歳以上でみると 54.5%の 6 件、50 歳以上としてみると 81.8%の 9 件と、ほとんどの行動災害が、高年齢又はそれに近い年齢において発生している状況にあります。

行動災害を防止するためには、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントの実施や、若年の内から身体能力の低下を防ぐ取組が重要となりますので、令和8年2月に施行されたエイジフレンドリー指針に基づく、エイジアクション 100 や転倒等リスクセルフチェック票等を積極的に活用してください。

【3】令和8年度 STOP! 熱中症クールワークキャンペーンについて（再掲）

平成 29 年から続く STOP! 熱中症クールワークキャンペーンは、今年度も実施されます。

実施期間は、令和 8 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までであり、本年は、令和 8 年 3 月に示された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく措置を講じることとされているため、昨年の熱中症に係る改正労働安全衛生法の実施事項とともに、同ガイドラインに基づく措置も講じる必要があります。

なお、昨年の熱中症に係る死亡者数は、前年と比べ 50%の減少となっていますが、死傷者数については、約 41%の増加となっているため、法令やガイドラインに基づく措置の確実な実施をお願いします。



【4】産業医の解任報告義務化について

産業医を選任した際には、e-Gov や労働安全衛生法入力支援サービスなどを利用し、電子申請により選任報告を行うことが令和7年1月1日から義務となっておりますが、令和8年8月1日から産業医を解任した際も同様に、電子申請により解任報告を行うことが義務となりますので、産業医を解任する際には、ご対応よろしくお願いたします。

なお、産業医の交代に当たり、前任者を解任する場合は、従来までと同様に、選任報告書の下欄の前任者の欄に必要事項を記載いただければ、別途解任報告書を提出する必要はありません。

【5】 労働保険年度更新

～ 年度更新はお済みですか～

令和8年度の申告・納付期間は、**7月10日(金)まで**です。お手続きがまだの事業主様は、期間内のお手続きをお願いします。

労災保険料率・労務費率・第2種特別加入保険料率については、前年度より変更はありません。但し、雇用保険料率が令和8年度概算申告分より変更されていますので、ご注意ください。

詳しくは、各事業場に送付される年度更新資料「申告書の書き方」及び厚生労働省ホームページの「労働保険年度更新に係るお知らせ」をご覧ください。

1. 労災保険料率(令和7年度から変更なし)

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02・03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000
59	船舶製造又は修理業	23/1,000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	
61	その他の製造業	6/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
94	その他の各種事業	3/1,000	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000

2. 労務費率

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のとおりです。

事業の種類分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	32	道路新設事業	19%	
	33	舗装工事業	17%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38% 21%
	37	その他の建設事業	23%	

3. 第2種特別加入保険料率

フリーランス法の改正に伴い徴収側が改正され、特 12 に特定フリーランス事業が追加されました。

事業又は作業の種類番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000
特 2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000
特 3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000
特 4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000
特 5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000
特 6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000
特 7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000
特 8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000
特 9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000
特12	労災則第46条の17第12号の事業（特定フリーランス事業）	3/1,000
特13	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000
特14	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000
特15	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000
特19	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000
特20	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000
特21	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000
特22	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000
特23	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000
特24	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000
特25	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000
特26	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000

4. 雇用保険料率

失業等給付等の保険料率は、令和 8 年度概算申告分より、労働者負担・事業主負担ともに 5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)

雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

※ **赤字**が、令和 8 年度概算申告分からの変更部分。

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。

～ 年度更新はお済みですか～

労働保険の年度更新手続は、**7月10日(金)**までに！

令和 8 年度の申告・納付期間は、**7月10日(金)まで**です。お手続がまだの事業主様は、期間内のお手続きをお願いします。

【6】令和8年労働災害発生状況について（令和8年4月末現在速報値）

令和8年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和8年4月末現在

業 種	前年同期 (令和7年4月末)		令和8年4月末		増 減				
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷		
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	
合 計		27		25			-2人	-7.4%	
製 造 業	食 料 品			3			+3人		
	繊維工業・繊維製品								
	木材・木製品		1				-1人	-100.0%	
	家具・装備品		1				-1人	-100.0%	
	化学工業			1			+1人		
	窯業土石								
	鉄鋼業・非鉄金属		1				-1人	-100.0%	
	金属製品								
	一般機械器具								
	電気機械器具								
	造船業		1				-1人	-100.0%	
	輸送機械等								
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備業・機械修理業								
上記以外の製造業		1				-1人	-100.0%		
小 計		5		4			-1人	-20.0%	
鉱 業	採 石 業		1				-1人	-100.0%	
	上記以外の鉱業								
小 計		1					-1人	-100.0%	
建 設 業	土 木 工 事			1			+1人		
	木造家屋建築工事		1				-1人	-100.0%	
	上記以外の建築工事		2		1		-1人	-50.0%	
	その他の建設業		1				-1人	-100.0%	
小 計		4		2			-2人	-50.0%	
運 貨 物 交 取 通 扱 ・ 業	道 路 貨 物 運 送 業		1		1		±0人	±0.0%	
	上記以外の運輸交通業				1		+1人		
	陸上貨物取扱業								
	港湾運送業								
小 計		1		2			+1人	+100.0%	
第 一 次 産 業	農 業 ・ 畜 産 業				1		+1人		
	林 業		4		2		-2人	-50.0%	
	水 産 業				3		+3人		
	小 計		4		6		+2人	+50.0%	
第 三 次 産 業	商 業	小 売 業		1		2		+1人	+100.0%
		新聞販売業							
		上記以外の商業		1				-1人	-100.0%
	通 信 業	信 業				1		+1人	
		保健衛生業		3		4		+1人	+33.3%
	接 客 娯 楽 業	社 会 福 祉 施 設		4		2		-2人	-50.0%
		旅 館 業		1				-1人	-100.0%
	清 掃 業	ゴ ル フ 場							
		上記以外接客娯楽業				1		+1人	
		ビルメンテナンス業							
	警 備 業	産 業 廃 棄 物 処 理 業				1		+1人	
		上記以外の清掃業							
上 記 以 外 の 事 業		2					-2人	-100.0%	
小 計		12		11			-1人	-8.3%	

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。